宍粟市告示第１号

指定納付受託者の指定内容の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定により指定した指定納付受託者より、同条第３項の規定による届出があったため、同条第４項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和６年１月16日

宍粟市長　福　元　晶　三

変更前	名称	住所
	株式会社トラストバンク	東京都渋谷区二丁目24番12号　渋谷スクランブルスクエア39F　WeWork内
変更後	名称	住所
	株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目１番１号